

## 令和2年度判事補基礎研究会

## 日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容					
	22	木	9:50 所長挨拶	10:00 講演と意見交換 「裁判官の成長とマネジメント」 弁護士（元横浜地方裁判所長） 富田 善範	12:00	13:00 説明と意見交換 「裁判所の組織、組織運営を考える —裁判所書記官との協働などー」	15:00	15:20 説明と意見交換 「裁判所の広報について」
10	23	金	10:00 共同研究 「外部経験を生かす」	12:00	13:00 意見交換（班別） 「より良い裁判を目指して—左陪席の役割」	15:00	15:20 最高裁事務総局広報課長 大須賀 寛之	16:50
			1班 静岡地裁判事補 2班 岐阜地裁判事補 3班 金沢地裁判事補 4班 岡山地裁判事補	藤枝 祐人 木野村 瑛美子 佐野 尚也 日野 正実	a班 司研教官 矢尾 和子 b班 司研教官 岡崎 克彦 c班 司研教官 香川 徹也 d班 司研教官 中丸 隆	e班 司研教官 矢尾 和子 f班 司研教官 岡崎 克彦 g班 司研教官 香川 徹也 h班 司研教官 篠田 賢治		

## 令和2年度判事補基礎研究会

## 参 加 者 名 簿

高裁管内	本務 庁 等	氏 名	備 考
東京	東京地裁	陪 伊 奥 白 広 松 窓 山 渡 鈴 長 新 乙 加 小 山 渡 浅 高 小 風 関 山 青 足 岩 諸 中 池 牛 松 橋 和 出 小	遵 友 直 宏 光 亮 裕 麻 紫 亞 華 優 侑 隼 聖 浩 俊 直 堯 直 崇 瑞 圭 雄 大 祥 裕 和 康 千 英 思
	横浜地裁	藤 山 井 見 村 岩 田 邊 木 岡 納 部 藤 谷 本 邊 川 橋 澤 間 根 木 立 本 井 村 見 浜 浦 本 賀 繩 宮	子 紀 二 二 門 慶 美 穂 輝 也 人 人 輝 介 光 樹 熙 輝 史 貴 矢 佑 喜 加 輝 德 平 紘 行 音
	千葉地裁		
	水戸地裁		
	宇都宮地裁		
	前橋地裁		
	静岡地裁		
	甲府地裁		
	長野地裁		
	新潟地裁		
大阪	大阪地裁		
	京都地裁		
	神戸地裁		
	大津地裁		
	和歌山地裁		
名古屋	名古屋地裁		

高裁管内	本務 庁 等	氏 名	備 考
名古屋	名古屋地裁	藤 本 祐 介	理 介 郎
	津地裁	志 摩 太 郎	志 翼 子
	岐阜地裁	榎 本 翼 太	子 代 志
	福井地裁	浅 井 智 沙	萌 朗
	金沢地裁	小 棚 智 沙	太 平
	広島地裁	中 棚 敬	太 み
広島		光 清 武 水	夏 明 吾
	山口地裁	林 憲 太	明 介 太
	鳥取地裁	廣 濱 一	俊 恒 夏
	福岡高裁	瀬 上 恒 ひ	明 介 夏
福岡	福岡地裁	池 上 恒 彩	太 と 明
		平 岩 宏	太 俊 恒
	佐賀地裁	野 口 東	明 介 恒
	長崎地裁	佐 野 忠	太 俊 恒
	大分地裁	宇 根 忠	明 介 恒
	熊本地裁	吉 永 大	太 俊 恒
	鹿児島地裁	燒 尾 和	明 介 恒
	宮崎地裁	中 川 千	太 俊 恒
	仙台地裁	溝 口 俊	明 介 恒
	山形地裁	小 寺 彰	太 俊 恒
仙台	盛岡地裁	三 富 俊	明 介 恒
	秋田地裁	藤 枝 健	太 俊 恒
	青森地裁	藤 原 弓	明 介 恒
	札幌地裁	先 崎 春	太 俊 恒
	函館地裁	田 中 稔	明 介 恒
	旭川地裁	久 中 皓	太 俊 恒
札幌	高松地裁	三 田 理	明 介 恒
	高知地裁	渡 迦 善	正 光
	松山地裁	和 田 義	

合計 65 人

(高等裁判所経由)  
司研企一第 588 号  
(入ろ-20-B)  
令和 2 年 9 月 18 日

静岡家庭裁判所長 殿

司法研修所長 栢木 力

講師の派遣について（依頼）

当研修所において実施する研究会に、下記のとおり講師を派遣してください。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 講師     | 判事補 藤枝祐人               |
| 2 日時     | 10月23日（金）午前10時から午後零時まで |
| 3 場所     | 司法研修所別館                |
| 4 研究会の名称 | 令和2年度判事補基礎研究会          |
| 5 内容     | 共同研究「外部経験を生かす」         |
| 担当係      | 事務局企画第一課企画係（東海林、青山、黒崎） |
| 電話       | [REDACTED] (企画係直通)     |

(高等裁判所経由)

司研企一第589号

(入ろ-20-B)

令和2年9月18日

岐阜地方裁判所長 殿

司法研修所長 栢木 力

講師の派遣について（依頼）

当研修所において実施する研究会に、下記のとおり講師を派遣してください。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 講師     | 判事補 木野村 瑛美子            |
| 2 日時     | 10月23日（金）午前10時から午後零時まで |
| 3 場所     | 司法研修所別館                |
| 4 研究会の名称 | 令和2年度判事補基礎研究会          |
| 5 内容     | 共同研究「外部経験を生かす」         |
| 担当係      | 事務局企画第一課企画係（東海林、青山、黒崎） |
| 電話       | [REDACTED] (企画係直通)     |

(高等裁判所経由)

司研企一第590号

(入ろ-20-B)

令和2年9月18日

金沢地方裁判所長 殿

司法研修所長 栃木 力

講師の派遣について（依頼）

当研修所において実施する研究会に、下記のとおり講師を派遣してください。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 講師     | 判事補 佐野尚也               |
| 2 日時     | 10月23日（金）午前10時から午後零時まで |
| 3 場所     | 司法研修所別館                |
| 4 研究会の名称 | 令和2年度判事補基礎研究会          |
| 5 内容     | 共同研究「外部経験を生かす」         |
| 担当係      | 事務局企画第一課企画係（東海林、青山、黒崎） |
| 電話       | [REDACTED] (企画係直通)     |

(高等裁判所経由)  
司研企一第591号  
(人ろ-20-B)  
令和2年9月18日

岡山地方裁判所長 殿

司法研修所長 栢木 力

講師の派遣について（依頼）

当研修所において実施する研究会に、下記のとおり講師を派遣してください。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 講師     | 判事補 日野正実               |
| 2 日時     | 10月23日（金）午前10時から午後零時まで |
| 3 場所     | 司法研修所別館                |
| 4 研究会の名称 | 令和2年度判事補基礎研究会          |
| 5 内容     | 共同研究「外部経験を生かす」         |
| 担当係      | 事務局企画第一課企画係（東海林、青山、黒崎） |
| 電話       | [REDACTED] (企画係直通)     |

# 裁判官の成長とマネジメント(レジュメ) 【司法研修所 2020/10/22】

富 田 善 範

1 10年目、20年目を目指して何を考えるべきか。

(1) 判事任官、再任時に何を期待されているか。

ア 判事任官 (10年)

・単独体裁判

・支部長

イ 判事再任 (20年)

・合議体裁判長

・部総括

(2) 今から何を考えるべきか

ア 裁判運営

イ 組織運営 (管理職の観察)

・部総括、支部長、主任書記官

・外部組織

2 裁判所におけるマネジメント

(1) コロナと司法行政

(2) 組織とマネジメント

ア 一般の組織 (会社、行政庁)

上命下服

国家公務員法 98条 「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

社長 (大臣)

情報 ↑ ↓ 指示・命令

部長 (局長)

情報 ↑ ↓ 指示・命令

課長 (課長)

情報 ↑ ↓ 指示・命令

課員 (課員)

情報の共有と組織としての決定  
報告連絡相談の重要性  
上司に上げるべき情報の取捨選択

イ マネジメントの潮流の変化

リーダーシップ重視から構成員の自発的行為をもたらすマネジメントへ  
構成員の能力発揮とやりがい重視

参考図書：佐々木圭吾「みんなの経営学」（日本経済新聞出版社）  
野中郁次郎＝勝見明「共感経営」（同上）

(3) 裁判所の組織の特徴

ア 裁判所の組織（司法行政事務について）

裁判権、裁判事務と司法行政、司法行政事務

裁判所法 29 条 司法行政事務 所長 裁判官会議 各地方裁判所長が総括

80 条 職員監督権限←組織体である裁判所

高等裁判所⇒地方裁判所及び職員に対する監督権

81 条 裁判権との関係

30 条 事務局 裁判所の庶務

59 条 事務局長 所長の監督を受け事務局事務を掌理 職員を指揮監督

60 条 裁判所書記官 裁判官の命令（裁判事務）

下級裁判所事務処理規則

3 条 支部長 支部の事務を総括

4 条 部の設置 部総括 部の事務を総括

20 条 司法行政事務の委任

24 条 事務局の課 課長の職務 事務を掌理

大法廷首席書記官等に関する規則

3 条 首席書記官

裁判所書記官等の一般執務について指導監督 訟廷事務

5 条 主任書記官

部に配置された書記官等の一般執務について指導監督

8 条 権限 法令に定める裁判官、書記官等の権限に影響を及ぼし、これを制限することはない。

イ 裁判所組織における裁判官の責任と問題点

司法行政事務全般に対する裁判官会議による監督

地裁における所長の総括

支部における支部長の総括

部における部総括の総括

首席書記官⇒主任書記官を通じて書記官等の一般執務についての指導監督

事務局長⇒事務局（庶務）についての指揮監督

→一般の組織に比べて特異、複雑

・情報の共有がスムーズにいかないことがある。

裁判部（裁判官室、書記官室）、首席（訟廷）、事務局

特にマスコミ関係についての連携

・裁判官の責任

裁判官会議を通じての連帯責任の自覚

部単位での裁判の遂行と司法行政

首席書記官の指導監督と部の関係

ウ 総括と指揮命令

部総括と部長の違い

部総括のマネジメント

(4) 裁判所におけるマネジメント（陪席裁判官のかかわり方）

ア 情報の共有

裁判所における情報不足

部内での情報共有の重要性

イ 意見交換

日頃からの付き合いと意見の出しやすい環境作り

事件進行上のブリーフィング

ウ 総括

チームマネジメント

エ 指導・育成  
首席書記官、事務局長との意見交換

3 司法と社会のギャップ

(1) 迅速化検証

裁判の迅速化に関する法律施行後 17 年  
なぜ迅速化が進まないか。

(2) 法曹三者の意識と当事者

(3) 訴訟マネジメントの重要性と IT 化への期待

4 転勤・外部経験の充実に向けて

(1) 職員との付き合い

(2) 外部経験

ア 組織の一員になりきる。

イ 組織・管理職の観察

ウ 職員との付き合い

(3) 趣味・スポーツの重要性

## 裁判所法（抄）

### 第二章 地方裁判所

#### （構成）

**第二十三条** 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

#### （一人制・合議制）

**第二十六条** 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三第一項の罪並びに盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

#### （司法行政事務）

**第二十九条** 最高裁判所は、各地方裁判所の判事のうち一人に各地方裁判所長を命ずる。

2 各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長が、これを総括する。

3 各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の判事でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

#### （事務局）

**第三十条** 各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

### 第三章 家庭裁判所

#### （構成）

**第三十一条の二** 各家庭裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

(一人制・合議制)

**第三十一条の四** 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、次項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、審判を終局させる決定並びに法廷すべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

- 一 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件
- 二 他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

(地方裁判所の規定の準用)

**第三十一条の五** 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

(事務局長)

**第五十九条** 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所に事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

2 各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長の、各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

(裁判所書記官)

**第六十条** 各裁判所に裁判所書記官を置く。

2 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務を掌る。

3 裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。

4 裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

5 裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

(評議の秘密)

**第七十五条** 合議体でする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

2 評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

## 第六編 司法行政

### (司法行政の監督)

**第八十条** 司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う。

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

五 第三十七条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

### (監督権と裁判権との関係)

**第八十一条** 前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

## 下級裁判所事務処理規則（抄）

**第三条** 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

2 支部長は、当該支部の事務を総括する。

**第四条** 各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

2 部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

3 部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

4 部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

5 前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。

6 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。

**第五条** 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。

2 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。

3 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。

**第六条** 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

2 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。

3 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議に

より、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。

**第七条** 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。

**第十条の二** 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。

2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。

**第十二条** 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が、必要に応じてこれを招集する。

**第十三条** 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

**第十四条** 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

**第十五条** 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

2 判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

3 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適當と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

4 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

5 裁判官会議において適當と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

**第十六条** 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が

出席しなければ決議をすることができない。

**第十七条** 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数で、これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第十九条** 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

**第二十条** 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

2 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

**第二十四条** 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。

2 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。

3 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。

4 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。

5 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

6 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。

7 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。

8 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ぜる。課長は、

上司の命を受けて課の事務を掌理する。

9 各課の組織及び所掌事務に関しては、最高裁判所が別に定める。

10 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定をすることができる。

## 大法廷首席書記官等に関する規則（抄）

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

**第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。**

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（訟廷首席書記官）

**第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。**

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（首席書記官）

**第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。**

2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。

3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判

所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

(主任書記官)

**第五条** 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

**第八条** この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

## (資料)裁判所における男女別・試験別採用状況

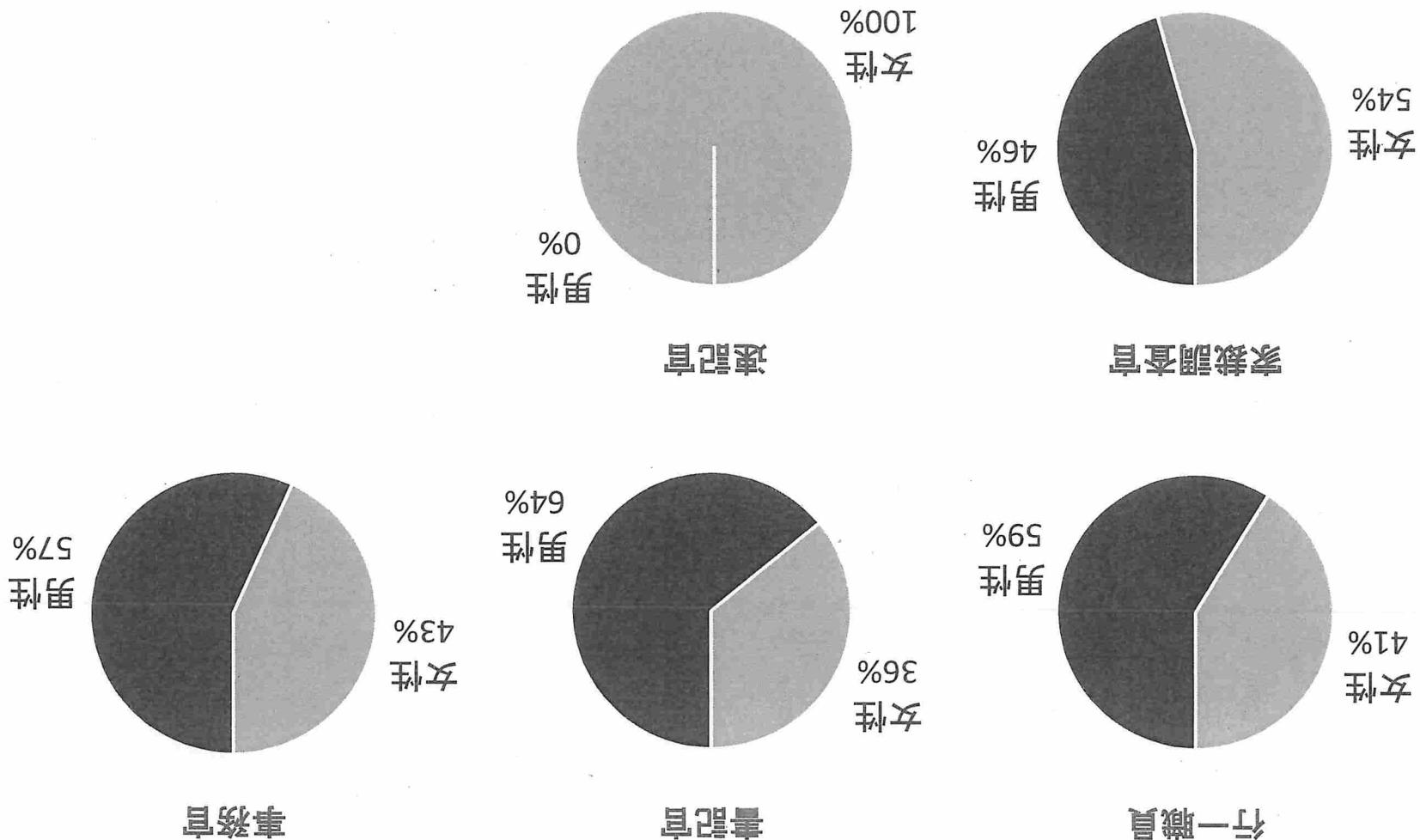
		令和2年度 (2019年度試験)	平成31年度 (平成30年度試験)	平成30年度 (平成29年度試験)	平成29年度 (平成28年度試験)	平成28年度 (平成27年度試験)
事務官	総合職 (裁判所事務官)	15 ( 6 ) [ 40.0% ]	19 ( 4 ) [ 21.1% ]	21 ( 5 ) [ 23.8% ]	10 ( 1 ) [ 10.0% ]	11 ( 6 ) [ 54.5% ]
		8 ( 1 ) [ 12.5% ]	9 ( 1 ) [ 11.1% ]	10 ( 3 ) [ 30.0% ]	5 ( 0 ) [ 0.0% ]	4 ( 3 ) [ 75.0% ]
	大卒程度	7 ( 5 ) [ 71.4% ]	10 ( 3 ) [ 30.0% ]	11 ( 2 ) [ 18.2% ]	5 ( 1 ) [ 20.0% ]	7 ( 3 ) [ 42.9% ]
		447 ( 290 ) [ 64.9% ]	379 ( 217 ) [ 57.3% ]	368 ( 199 ) [ 54.1% ]	352 ( 190 ) [ 54.0% ]	277 ( 154 ) [ 55.6% ]
	一般職 (裁判所事務官)	62 ( 37 ) [ 59.7% ]	51 ( 30 ) [ 58.8% ]	45 ( 25 ) [ 55.6% ]	38 ( 18 ) [ 47.4% ]	28 ( 18 ) [ 64.3% ]
		48 ( 33 ) [ 68.8% ]	45 ( 35 ) [ 77.8% ]	39 ( 25 ) [ 64.1% ]	42 ( 33 ) [ 78.6% ]	42 ( 36 ) [ 85.7% ]
	家調補	10 ( 4 ) [ 40.0% ]	9 ( 6 ) [ 66.7% ]	11 ( 5 ) [ 45.5% ]	11 ( 9 ) [ 81.8% ]	9 ( 9 ) [ 100.0% ]
		38 ( 29 ) [ 76.3% ]	36 ( 29 ) [ 80.6% ]	28 ( 20 ) [ 71.4% ]	31 ( 24 ) [ 77.4% ]	33 ( 27 ) [ 81.8% ]
計		572 ( 366 ) [ 64.0% ]	494 ( 286 ) [ 57.9% ]	473 ( 254 ) [ 53.7% ]	442 ( 242 ) [ 54.8% ]	358 ( 214 ) [ 59.8% ]

注 1 ( )内は女性を内数で示し、[ ]内は総数に対する女性の割合である。

2 各年度の4月1日時点の採用者数を取りまとめたものである。

資料2

## 資料所顯示的性別別·男女別人員構成(令和元年度)



【資料2】

## 超過勤務命令の上限

- 原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間の範囲内（他律的な業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重の高い部署（他律的部署）に勤務する職員に対しては、1箇月について100時間未満、1年について720時間かつ2～6箇月平均80時間等の範囲内）で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする
- ※ 超過勤務手当が支給されない管理職員も含め、勤務時間法が適用される職員全てが対象

### ①原則

### ②他律的な業務の比重の高い部署

上限

- ◆月45時間以下
- ◆年360時間以下

超過勤務

正規の勤務時間

- ◆月100時間未満
- ◆年720時間以下
- ◆2～6箇月平均80時間以下<sup>(注)</sup>
- ◆月45時間超は年6箇月まで

超過勤務

(注) 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれの期間においても、平均が80時間以下であることをいう。

正規の勤務時間

上限

### ③勤務する部署が他律的な業務の比重の高い部署から原則の部署となった職員の上限

上限  
部署異動

- ◆月100時間未満
- ◆年720時間以下
- ◆2～6箇月平均80時間以下
- ◆月45時間超は年6箇月まで

超過勤務

正規の勤務時間

上限

- ◆月45時間以下 ◆※の期間の月数に
- ◆年720時間以下 30時間を乗じて得た時間

部署の異動が生じた日から当該日が属する月の末日までの期間（特定期間）

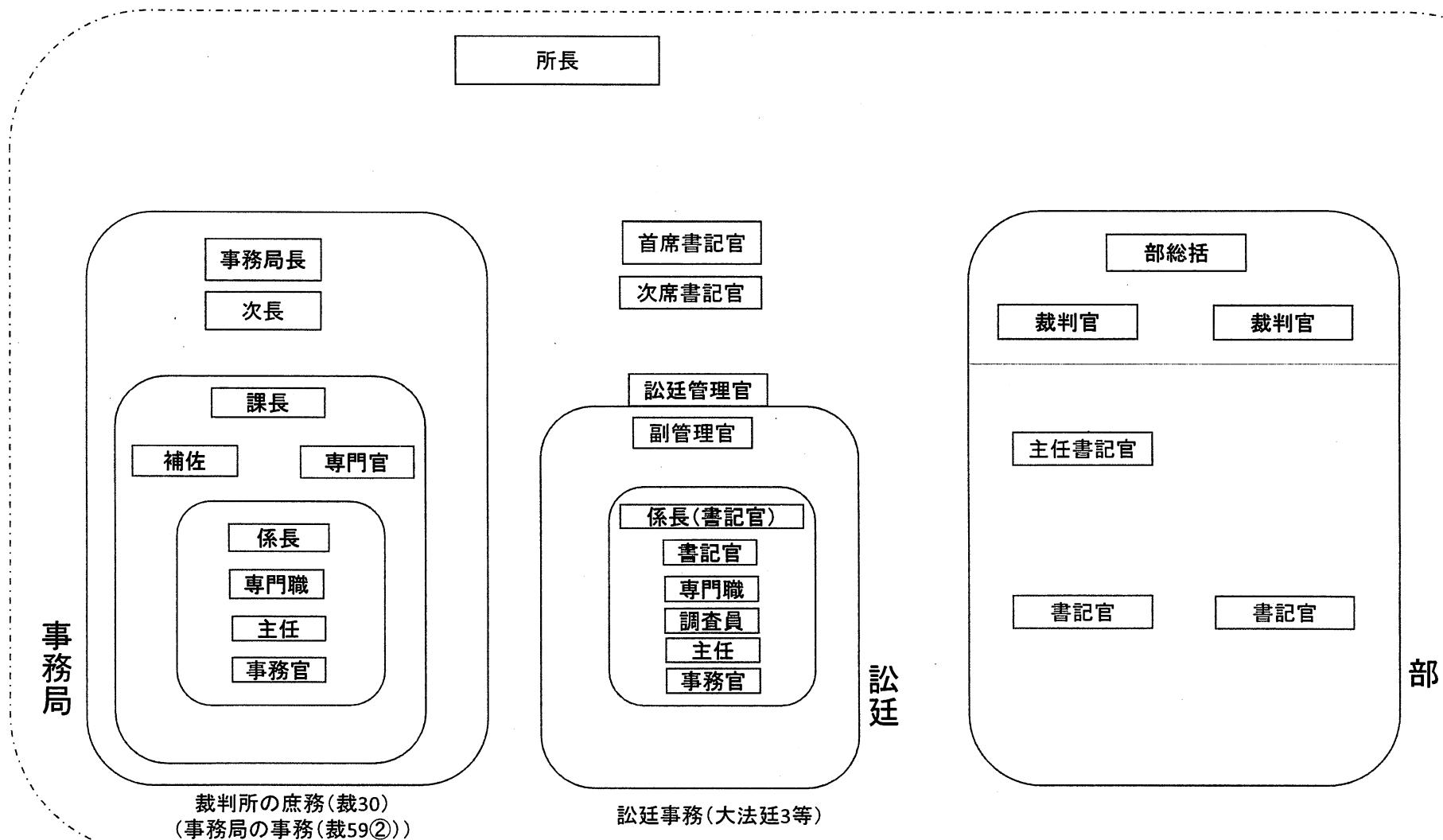
特定期間の末日の翌日から  
1年の末日までの期間※

- 「月」は月の初日から末日までの期間
- 「年」は4/1から翌年3/31までの期間

## 地方裁判所の組織と権限(本庁)

裁判官会議

【資料4】



## 1 裁判所職員採用試験

試験区分	総合職試験 (裁判所事務官・家庭裁判所調査官補)		一般職試験 (裁判所事務官)	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格	30歳未満であって、 院卒及び院卒見込みの 者	21歳以上 30歳未満の者	21歳以上 30歳未満の者	高卒見込み及び高校卒業後2年以内の者（中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可）
第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)			
	専門試験(多肢選択式) ※ 裁判所事務官のみ	専門試験(多肢選択式)	作文試験	
第2次試験	政策論文試験	小論文試験		
	専門試験(記述式)			
裁判所事務官=人物試験(個別面接) 家庭裁判所調査官補=人物試験Ⅰ(個別面接), 人物試験Ⅱ(集団討論及び個別面接)				
第3次試験	人物試験(集団討論及び個別面接) ※ 裁判所事務官のみ			

## 2 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験(CE)

養成課程	第一部	第二部
受験資格 在職年数	大学法学部卒業者 年齢不問	大学法学部卒業者以外の者 23歳以上 在職1年
試験科目	筆記試験(論文式) 憲法, 民法, 刑法及び 民事訴訟法又は刑事訴訟法	筆記試験(論文式) 憲法, 民法, 刑法
	口述試験	

## 3 裁判所書記官任用試験(CA)

受験資格 在職年数	総合職試験(裁判所事務官)又は旧事務官Ⅰ種試験等合格者 在職4年
	一般職試験(裁判所事務官・大卒程度区分)又は旧事務官Ⅱ種試験等合格者 在職5年 ※法学部卒業者は1年短縮
	その他の者 在職9年 ※法学部卒業者は1年短縮
試験科目	筆記試験(論文式) 憲法, 民法, 刑法及び民事訴訟法(規則含む)又は刑事訴訟法(規則含む)
	口述試験
	実務試験

## 各裁判所の組織は、大別すると、「裁判部門」と「司法行政部門」に分けられます。

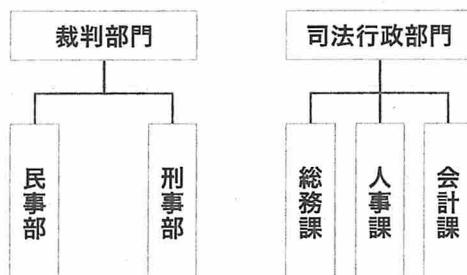
### 裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官などが置かれています。

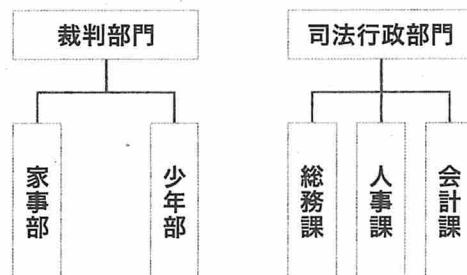
### 司法行政部門

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。

#### 地方裁判所の一例



#### 家庭裁判所の一例



### キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次などにとらわれることなく選考により管理職に昇進する仕組みをとっています。日々のOJTや研修などによりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれてています。

昇進の具体的イメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

#### 裁判部

裁判所事務官 → 裁判所書記官 → 主任書記官(訟廷管理官) → 次席書記官 → 首席書記官

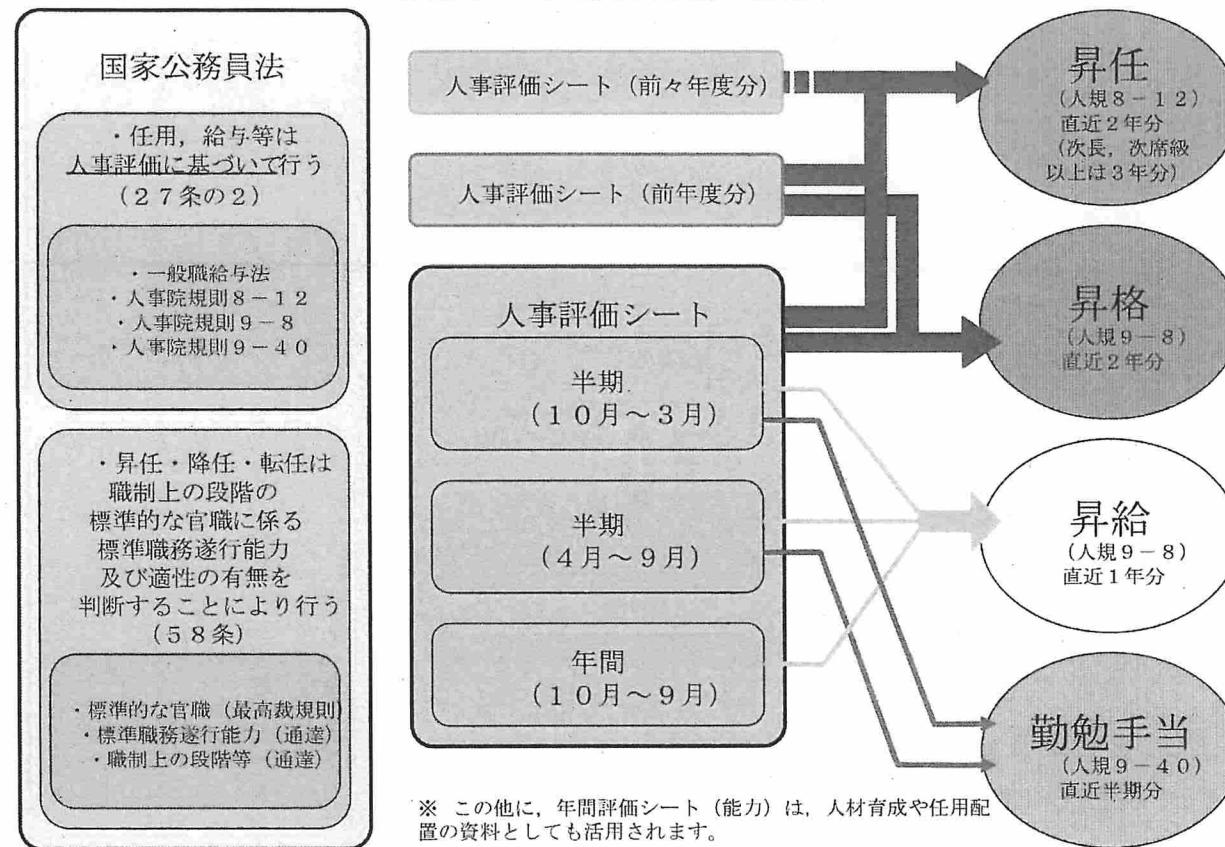
#### 事務局

係長 → 課長補佐 → 課長 → 事務局次長 → 事務局長

#### 裁判部

家庭裁判所調査官補 → 家庭裁判所調査官 → 主任家庭裁判所調査官 → 次席家庭裁判所調査官 → 首席家庭裁判所調査官

## 裁判所における人事評価の活用イメージ



## 行政職俸給表

## イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額								
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		294,900	342,600								
95		295,200	343,100								
96		295,600	343,500								
97		295,800	343,700								
98		296,100	344,100								
99		296,500	344,500								
100		296,900	344,800								
101		297,100	345,100								
102		297,400	345,500								
103		297,800	345,900								
104		298,100	346,300								
105		298,300	346,800								
106		298,600	347,200								
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

# 参考統計表

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況	(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁・簡裁-----	1
〔参考グラフ〕通常訴訟事件、略式請求事件の推移	(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁・簡裁-----	1
〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移	(昭和24年～令和元年) - 地裁-----	2
第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁-----	3
第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由	(令和元年末現在) - 地裁-----	3
〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成12年～令和元年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁-----	4
第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	5
第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	6
第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	7
第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年) - 地裁-----	8
第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年) - 簡裁-----	9
第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	10
〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成22年～令和元年) - 地裁-----	10
第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成27年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	11
第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	12
第11表 刑訴法332条による移送人員	(平成22年～令和元年) - 簡裁-----	12
第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	13
第13表 控訴申立人員及び控訴率	(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁-----	14
第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成22年～令和元年) - 高・地・簡裁総数-----	15
第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(令和元年) - 地・簡裁総数-----	16
第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成22年～令和元年) - 地・簡裁総数-----	16
第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成22年～令和元年) - 地裁-----	17
第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成22年～令和元年) - 地裁-----	17
第18表 逮捕状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) - 簡裁・地裁-----	18
第19表 差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) - 簡裁・地裁-----	19
第20表 勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) - 簡裁・地裁-----	20
第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) - 簡裁・地裁-----	21
第22表 準抗告事件の処理状況	(平成22年～令和元年) - 地裁-----	22
第23表 医療観察処遇事件における終局区分	(平成22年～令和元年) - 地裁-----	23
	最高裁判所事務総局刑事局 (令和2年3月27日作成)	

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁・簡裁

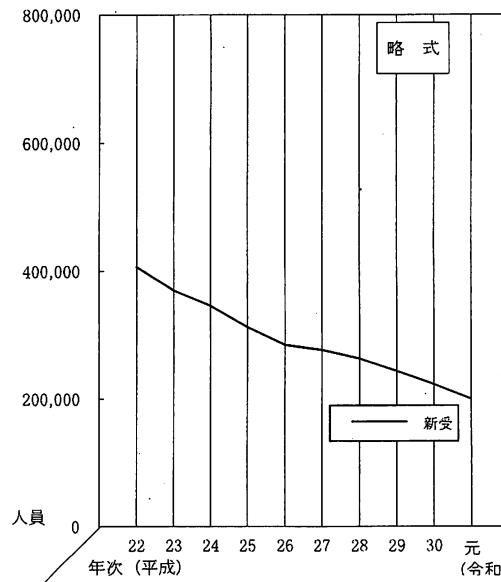
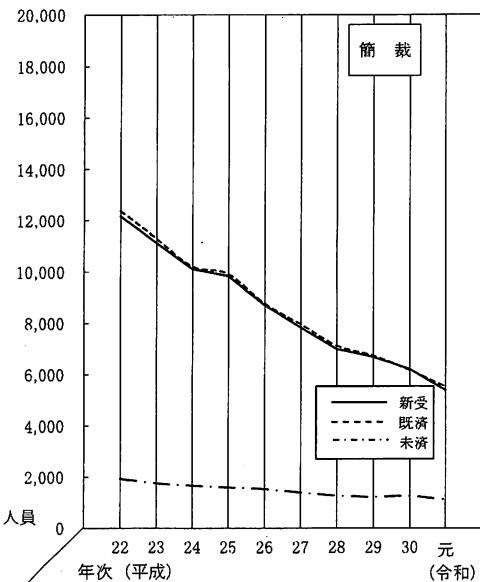
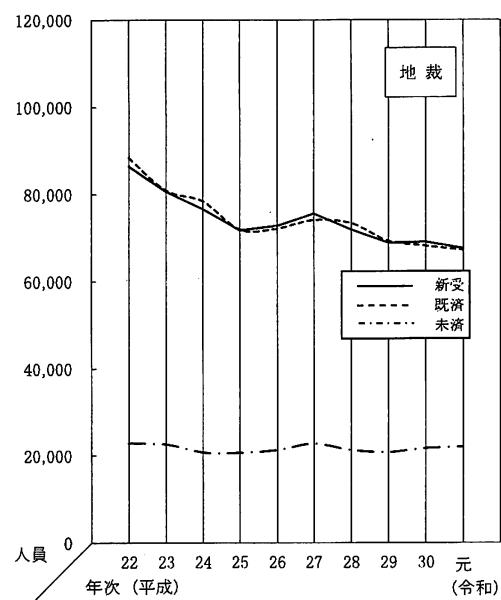
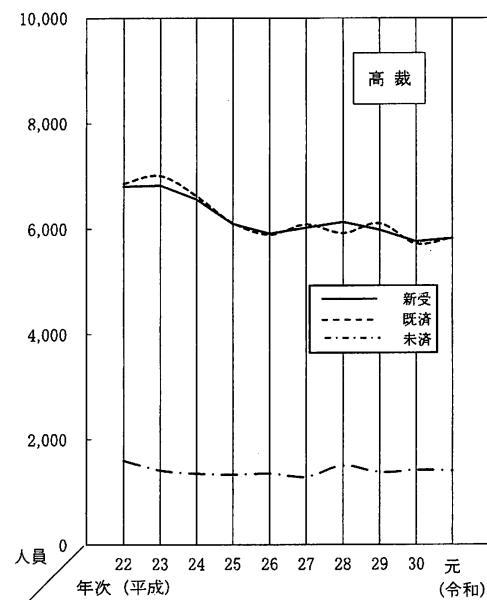
区分 年次	通 常 訴 訟 事 件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員		
平成 22 年	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970
30	5,750	5,710	1,414	69,028	68,163	21,654	6,197	6,167	1,246	222,478
令和 元 年	5,814	5,828	1,400	67,553	67,221	21,986	5,384	5,519	1,111	199,510

(注) 1 延べ人員（同一被告人につき別件が係属した都度累積計上）である。

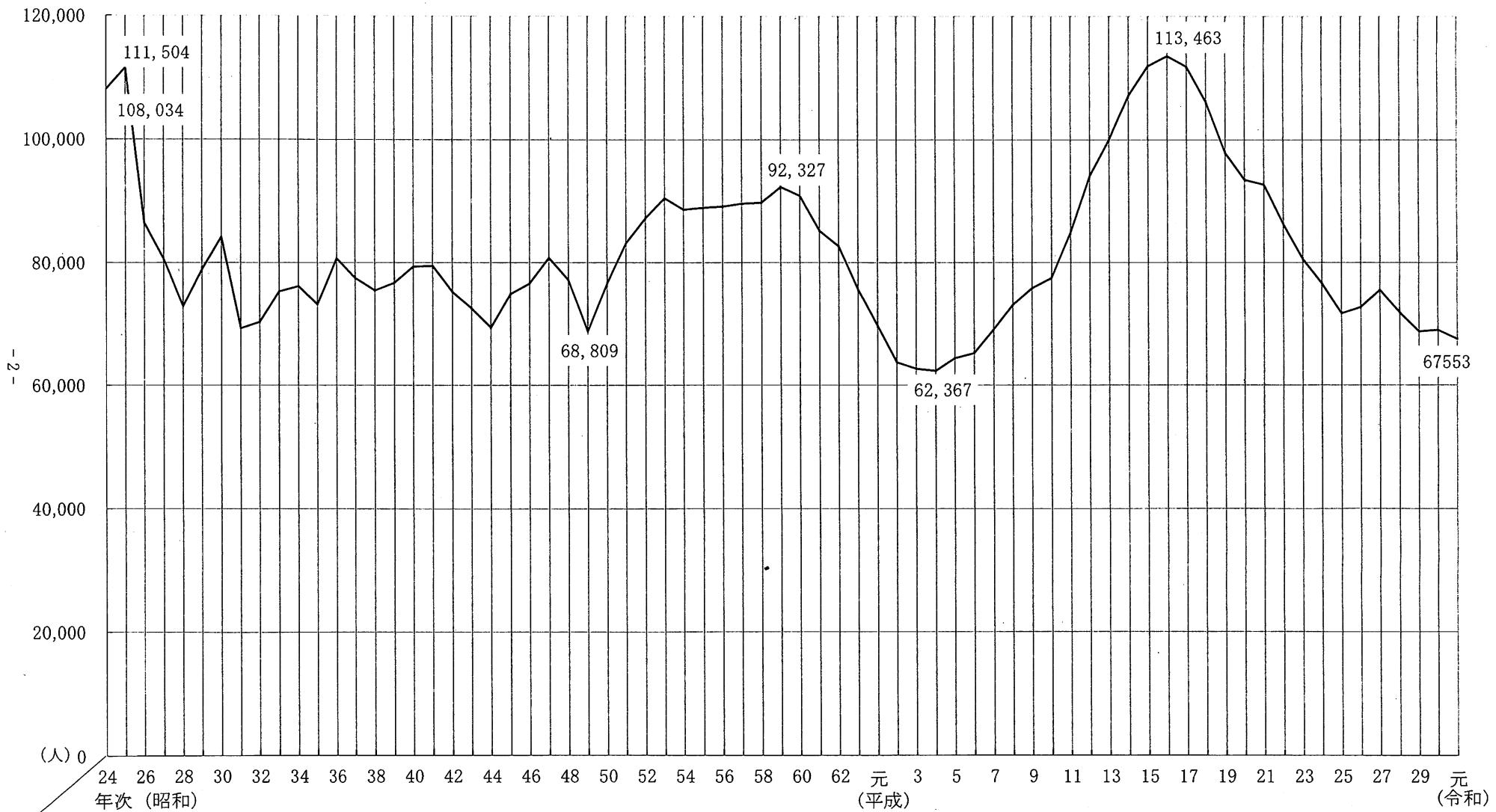
2 令和元年は速報値である。

## [参考グラフ]

## 通常訴訟事件、略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～令和元年）－地裁



(注) 1 延べ人員であり、再審事件を含まない。

2 令和元年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁

裁判所 長期化事由 年次	高 裁			総 数	地 裁			逃亡等		
	総 数	事案複雑等	逃亡等		事案複雑等					
					2年を超える	3年を超える				
平成 22 年	17	6	11	136	37	3	96			
23	21	9	12	186	70	7	109			
24	23	8	15	155	46	17	92			
25	15	3	12	137	26	18	93			
26	16	4	12	158	50	16	92			
27	17	3	14	152	53	12	87			
28	14	1	13	184	73	20	91			
29	11	6	5	178	65	34	79			
30	7	1	6	191	61	47	83			
令和 元 年	9	1	8	193	81	33	79			

(注) 1 概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別、罪名別審理長期化の事由

(令和元年末現在) - 地裁

審理長期化の事由	係属事件数	事案複雑等									その他の			
		被告人多數	訴因	争点整理に時日を要した	証時開示手続に要した	証拠整理に要した	証公人調査等に要した	確定時に要した	被多数告人の公職等を要した	その他	紛糾等のため実体審理のたびに要した	公多判数期日又は変更のたびに要した	関連事件の審理待ち	その他
罪名														
総 数	75	(9.3)	(14.7)	(58.7)	(13.3)	(56.0)	(36.0)	(4.0)	(18.7)	(22.7)	(2.7)	(16.0)	(12.0)	(20.0)
	7	11	44	10	42	27	3	14	17		2	12	9	15
法定合議	25	6	4	12	3	14	6	2	4	7	-	2	5	9
うち裁判員裁判対象事件	17	6	2	10	-	9	4	2	4	5	-	2	5	5
裁定合議	29	1	3	20	5	17	14	-	7	5	1	6	3	1
単独	21	-	4	12	2	11	7	1	3	5	1	4	1	5
詐欺	14	-	5	8	3	9	9	-	6	5	-	3	-	1
殺人	9	3	1	5	-	4	2	2	2	4	-	2	3	3
覚せい剤取締法違反	7	1	-	6	2	1	2	-	1	1	1	2	-	1
窃盜	5	-	1	2	-	1	1	1	-	-	-	-	1	2
傷害	4	-	-	4	-	3	2	-	-	-	-	1	1	-
有印公文書偽造・同行使	3	-	1	-	2	3	1	-	-	2	-	-	-	2
金融商品取引法違反	3	-	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
商標法違反	3	-	-	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-
非現住建造物等放火	2	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	1
傷害致死	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
強盗・同致死傷	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1
恐喝	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2
器物損壊	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
組織的犯罪処罰法違反	2	2	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-
關税法違反	2	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-
不正競争防止法違反	2	-	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致死傷	2	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-
その他の	9	-	1	4	-	4	3	-	2	3	1	2	-	1

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

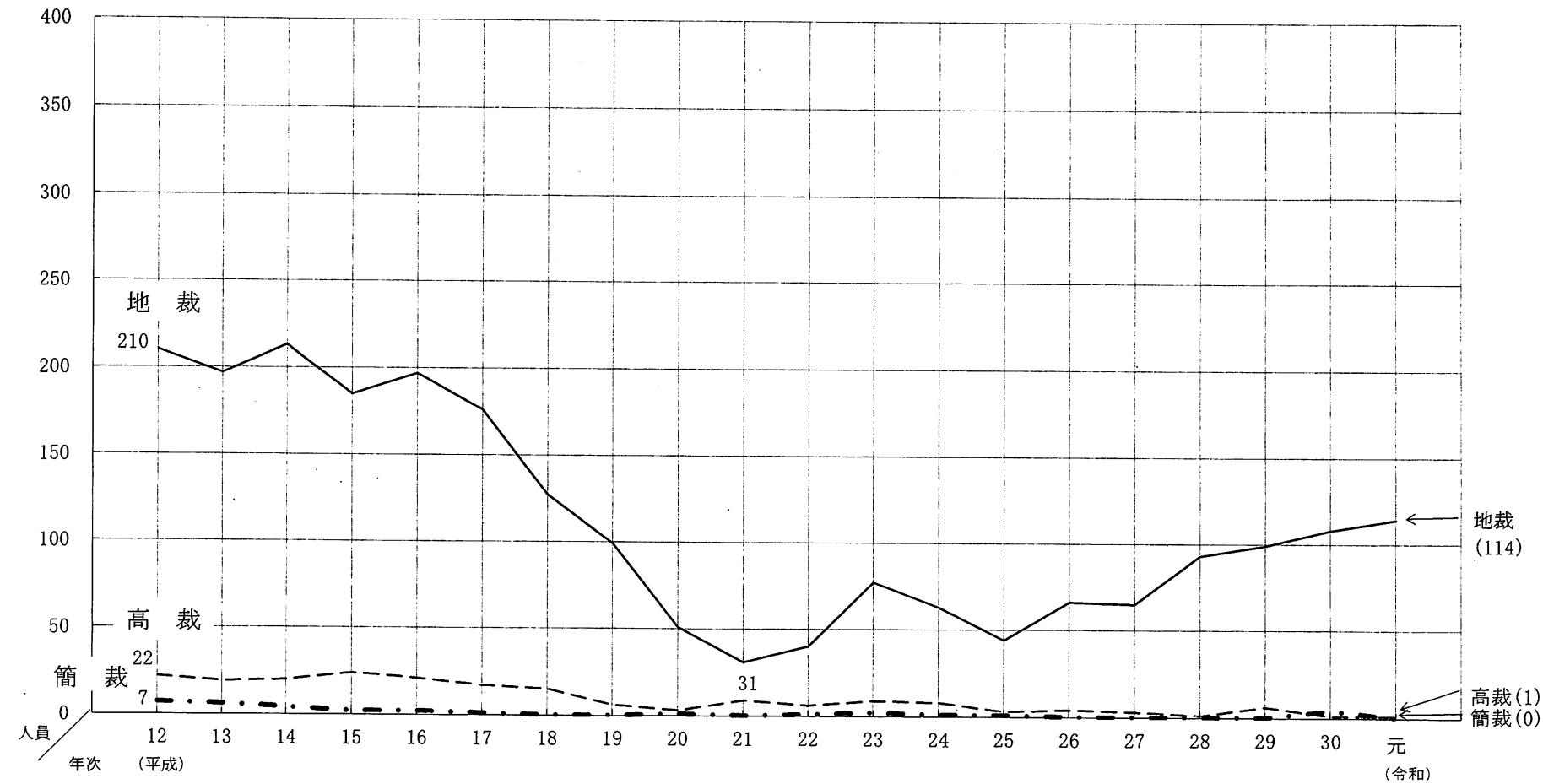
5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 ( ) 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成12年～令和元年各年末現在) — 高裁・地裁・簡裁

↓



- (注) 1 係属 2 年を超える事件の実人員である。  
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。  
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成22年～令和元年)－地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地 裁	平成 22 年	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
	30	40,644	29,566	1	29,553	1	28,565	1
	令和 元 年	38,179	31,037	-	31,025	-	29,977	-
簡 裁	平成 22 年	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1
	30	57,900	46,680	-	46,628	-	45,643	-
	令和 元 年	55,936	49,786	-	49,700	-	48,324	-

(注) 1 延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項（平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項）による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 令和元年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁

裁判所 区分	年次	地 裁							簡 裁								
		終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁護	国選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任されなかつた人 員	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁護	国選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任されなかつた人 員
平成 22 年	62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)	(1.2)	
	62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117		
23	57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)	(1.3)	
	57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117		
24	56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)	(1.4)	
	56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113		
25	52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)	(1.2)	
	51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94		
26	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)	
	52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77		
27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)	
	54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93		
28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)	
	53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79		
29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)	
	50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75		
30	49,811	(99.6)	(80.0)	(19.1)	(14.2)	(84.5)	(68.1)	(0.4)	5,051	(98.7)	(87.2)	(8.6)	(6.6)	(92.0)	(81.7)	(1.3)	
	49,623	39,839	9,509	7,096	42,080	33,932	188		4,987	4,403	435	334	4,645	4,125	64		
令和 元 年	48,751	(99.6)	(78.7)	(17.0)	(13.5)	(85.0)	(67.4)	(0.4)	4,511	(98.4)	(85.6)	(8.4)	(6.5)	(90.9)	(79.9)	(1.6)	
		48,538	38,387	8,264	6,574	41,456	32,841	213		4,441	3,862	378	294	4,102	3,603	70	

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( )内は各終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁

区分 年次	通常第一審事件全体						自白						否認								
	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	
		受理から終局まで回	受公理判から期日まで回					受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から終局公局判まで期日					受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から終局公局判まで期日				
平成22年	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.2	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	2.5
30	49,811	3.3	1.8	1.5	2.7	1.2	0.7	(88.7) 44,192	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.6	(9.3) 4,626	9.2	3.3	5.9	6.4	1.5	2.6
令和元年	48,751	3.4	1.8	1.6	2.7	1.2	0.7	(88.4) 43,073	2.8	1.7	1.1	2.3	1.2	0.5	(9.5) 4,639	9.3	3.4	5.9	6.3	1.5	2.5
法定合議	2,291	7.6	5.4	2.2	4.1	1.8	1.8	(65.6) 1,503	5.4	3.7	1.7	3.1	1.7	0.9	(33.2) 760	12.0	8.8	3.2	6.1	2.0	3.6
裁定合議	622	11.6	4.1	7.5	6.6	1.8	3.1	(41.6) 259	6.4	2.9	3.5	3.6	1.8	0.8	(57.6) 358	15.5	5.1	10.4	8.7	1.8	4.7
単独	45,838	3.1	1.6	1.5	2.6	1.2	0.6	(90.1) 41,311	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.5	(7.7) 3,521	8.1	2.1	6.0	6.2	1.3	2.1
簡裁	4,511	2.4	1.4	1.0	2.3	1.1	0.4	(91.0) 4,107	2.2	1.4	0.8	2.1	1.0	0.4	(4.6) 208	7.0	2.3	4.7	4.9	1.4	1.4

(注) 1 実人員である。

2 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

3 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

4 ( ) 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

5 令和元年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -地裁

年次	区分 終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 �廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を 超 え る			
平成 22 年	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.2
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2
30	49,811	(2.8) 1,386	(39.0) 19,420	(31.6) 15,724	(17.2) 8,582	(7.2) 3,606	(2.0) 984	(0.2) 80	(0.1) 29	3.3	2.7	1.2
令和 元 年	48,751	(2.6) 1,247	(35.5) 17,323	(33.1) 16,140	(18.6) 9,059	(8.0) 3,900	(2.0) 966	(0.2) 83	(0.1) 33	3.4	2.7	1.2

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ( )内は終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -簡裁

年次	区分 終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 �廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 22 年	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	-	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0
30	5,051	(4.4) 224	(57.0) 2,878	(26.4) 1,333	(9.9) 499	(1.9) 98	(0.3) 16	-	(0.1) 3	2.2	2.2	1.0
令和 元 年	4,511	(4.1) 185	(49.3) 2,224	(32.7) 1,474	(11.0) 496	(2.4) 108	(0.4) 18	(0.1) 4	(0.0) 2	2.4	2.3	1.1

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ( )内は終局人員に対する%である。

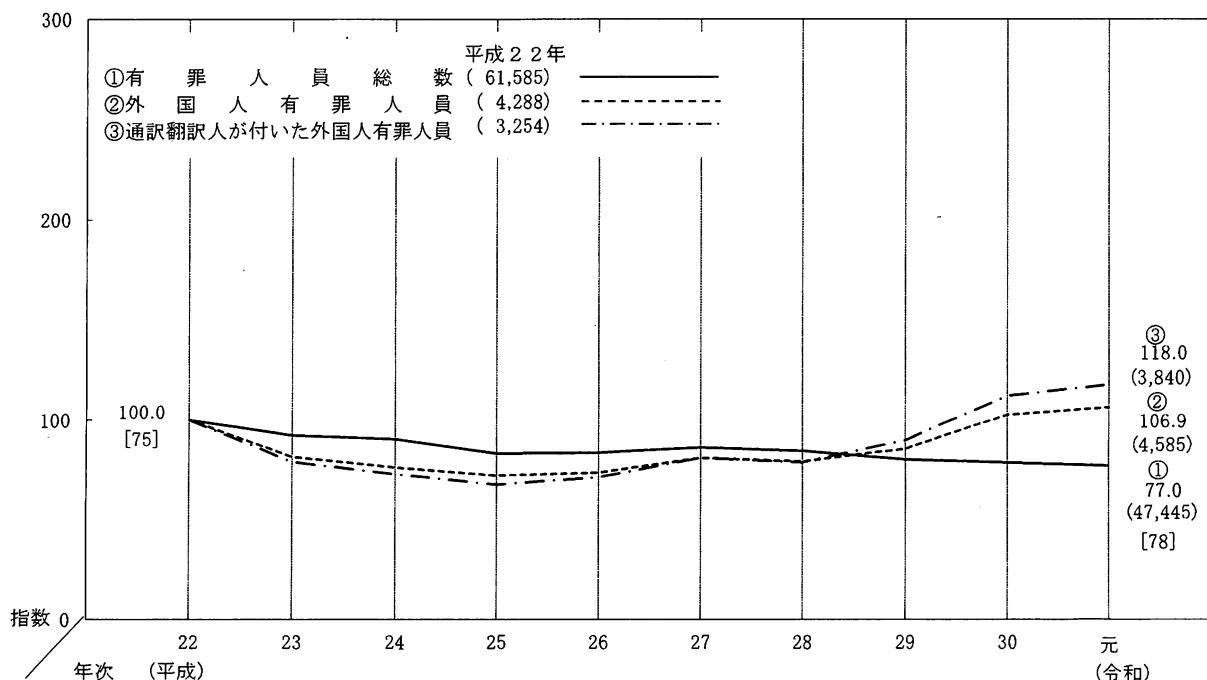
4 令和元年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員  
(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有 罪 人 員			有 罪 人 員		
		うち 総 数	外 国 人		うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人
平成 22 年	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,922	5,208	115	65
30	48,507	4,418	3,665	4,768	93	55
令和 元 年	47,445	4,585	3,840	4,230	95	51

- (注) 1 実人員である。  
 2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。  
 3 令和元年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移  
(平成22年～令和元年) 一地裁



- (注) 1 平成22年を100とする指数である。  
 2 ( )内は実人員であり、[ ]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。  
 3 令和元年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員  
(平成27年～令和元年) - 地裁・簡裁

言語	年次	平成27年	28	29	30	令和元年
総 数		2,714	2,654	3,031	3,757	3,907
中 国 語		887	758	920	1,203	1,084
北 京 語		867	736	882	1,153	1,055
広 東 語		8	15	29	37	25
台 湾 語		3	2	3	6	2
上 海 語		4	1	3	2	-
福 建 語		-	-	1	2	-
そ の 他 の 中 国 語		5	4	2	3	2
ベトナム語		490	548	718	1,003	1,180
フィリピン(タガログ)語		252	236	247	254	264
タ イ 語		132	126	140	165	219
ポルトガル語		221	242	216	216	219
英 語		197	174	190	209	216
スペイン語		134	147	132	126	129
インドネシア語		25	48	51	60	98
韓国・朝鮮語		125	138	115	120	74
ネパール語		13	16	29	38	74
シンハラ語		32	17	28	58	70
ペルシヤ語		38	37	42	30	27
モンゴル語		19	19	23	32	27
トルコ語		16	25	39	36	25
フランス語		15	14	15	15	24
ミャンマー語		6	9	18	30	22
ウルドゥー語		13	17	14	23	17
アラビア語		6	10	10	8	16
ウズベク語		1	1	2	5	15
ヒンディー語		10	8	9	8	13
ロシア語		15	13	26	36	13
そ の 他		67	51	47	82	81

(注) 1 実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。

また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 令和元年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成22年～令和元年)－地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁					簡 裁				
	自白人員 (A)	簡 易 公 判 手 続				自白人員 (D)	簡 易 公 判 手 続			
年次		決 定 人 員 (B)	B A %	決 定 取 消 人 員 (C)	C B %		決 定 人 員 (E)	E D %	決 定 取 消 人 員 (F)	F E %
平成 22 年	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	1
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	0.0
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	0.0
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-
30	42,672	42	0.1	9	21.4	4,631	5	0.1	1	20
令和 元 年	41,570	1	0.0	1	100.0	4,107	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。

3 令和元年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成22年～令和元年)－簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法332条 による 受理人員 (B)	B A %
			%
平成 22 年	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65
30	5,051	92	1.82
令和 元 年	4,511	59	1.31

(注) 1 実人員である。

2 (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3 概数であり、令和元年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	終局人員	即決裁判手續の申立てのあった人員	うち	
				即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人员	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人员
地裁	平成22年	62,840	2,953	2,932	18
	23	57,968	1,887	1,875	6
	24	56,734	1,397	1,391	2
	25	52,229	850	841	3
	26	52,502	747	743	2
	27	54,297	550	547	1
	28	53,247	370	368	2
	29	50,591	678	657	3
	30	49,811	326	315	-
	令和元年	48,751	92	90	-
簡裁	平成22年	9,876	345	344	2
	23	9,142	229	228	-
	24	8,340	157	156	1
	25	8,109	84	84	-
	26	7,165	56	56	-
	27	6,590	22	22	-
	28	5,856	17	17	-
	29	5,524	69	69	-
	30	5,051	33	33	1
	令和元年	4,511	11	11	-

(注) 1 実人員である。

2 令和元年は速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成22年～令和元年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成22年	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,282	11.5	49,446	5,992	12.1	5,216	290	5.6
30	53,386	6,079	11.4	48,612	5,825	12.0	4,774	254	5.3
令和元年	51,788	6,103	11.8	47,549	5,848	12.3	4,239	255	6.0

- (注) 1 実人員である。  
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。  
 3 令和元年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成22年～令和元年) 一高・地・簡裁総数

		平成22年 高・地・簡裁 合計	平成23年 高・地・簡裁 合計	平成24年 高・地・簡裁 合計	平成25年 高・地・簡裁 合計	平成26年 高・地・簡裁 合計	平成27年 高・地・簡裁 合計	平成28年 高・地・簡裁 合計	平成29年 注4 高・地・簡裁 合計	平成30年 高・地・簡裁 合計	令和元年 高・地・簡裁 合計	総数 高・地・簡裁 合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	102	136	121	116	112	141	128	78	144	118	1,196
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	52	39	46	41	76	79	71	84	84	69	641
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	15,079
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	123	125	140	151	198	214	209	194	230	226	1,810
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	261	242	288	278	299	290	303	225	302	318	2,806
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数	237	219	264	265	282	277	288	214	291	299	2,636
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	35	42	52	51	46	65	47	67	81	68	554
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	20	16	21	10	8	10	6	6	9	2	108
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数	17	15	21	10	8	8	6	6	8	2	101
	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数								15	23	38	
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数								10	17	27	
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数								8	1	9	
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数								-	-	-	
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数								-	-	-	
共通	記録媒体がその一部とされた調査が取り調べられた数	2	1	-	1	1	2	-	-	2	5	14
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	39,105
被害者秘匿	刑訴法第290条の第2項の決定をしないこととした被害者の数	55	62	64	84	77	42	50	11	27	24	496
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	17	13	8	16	5	4	7	3	3	8	84
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数							4	116	174	240	534
証人等秘匿	刑訴法第290条の第3項の決定をしないこととした証人等の数							-	3	3	7	13
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数							-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の第5項の取消決定をした証人等の数							-	3	4	-	7
裁定請求	うち 刑訴法第299条の第5項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数							-	1	4	-	5
	刑訴法第299条の5項の請求を却下した証人等の数							-	-	4	-	4
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,129	11,588
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	557	561	517	572	495	615	616	526	546	544	5,549
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	8	14	19	17	21	17	28	45	42	48	259
被害者閲覧	被害者等に公判記録の閲覧席写をさせた数	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	13,517
	被害者等に公判記録の閲覧席写をさせなかった数	22	13	22	21	12	28	9	6	14	7	154
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧席写をさせた数	50	33	45	18	89	38	44	16	18	15	366
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧席写をさせなかつた数	7	6	1	1	4	1	5	2	1	3	31
弁護人閲覧	刑訴法第299条の第6項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数							-	2	13	17	32
	刑訴法第299条の第6項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数							-	-	-	3	3
	うち 閲覧席写の禁止の対象となった証人等の数							-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朝読絶拒の対象となった証人等の数							-	-	-	-	-
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載した数	34	30	38	29	20	17	23	26	18	18	253
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載しないこととした数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 计		8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	9,410	9,534	93,687

(注) 1 延べ数であり、概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等秘匿」「裁定請求」及び「弁護人等閲覧席写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」「遮へい」「ビデオリンク(構内)」「被害者等秘匿」「意見陳述」「被証人等閲覧席写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(令和元年) - 地・簡裁総数

	終局人 員数	参加を申 じ出した被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託 がされた 被害者 等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
総数	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
(準) 強制わいせつ	116	162	160	133	111	22	55	82	116	32	78
(準) 強制わいせつ致死傷	22	24	24	21	21	7	12	15	23	5	16
監護者わいせつ	4	4	4	4	4	-	2	3	3	-	1
(準) 強制性交等	84	117	117	110	96	16	42	69	97	20	75
(準) 強制性交等致死傷	21	27	27	25	24	5	12	17	23	9	19
監護者性交等	16	18	18	15	15	2	10	8	10	4	12
殺人	85	141	140	121	79	11	51	76	106	15	39
自殺関与及び同意殺人	3	3	3	2	1	-	1	1	2	-	1
傷害	112	122	120	105	64	21	52	57	91	5	31
傷害致死	31	54	49	44	24	9	31	38	42	2	10
危険運転致傷	9	11	11	5	2	1	5	2	6	-	-
危険運転致死	5	14	14	14	5	3	8	1	8	-	-
業務上過失傷害	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-
業務上過失致死	20	57	57	34	7	7	20	25	41	-	-
重過失傷害	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
重過失致死	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-	-
過失運転致傷	105	141	139	76	22	13	52	49	93	-	-
過失運転致死	248	416	415	304	48	66	196	175	278	6	5
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	2	3	3	-	-	-	-	-	3	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
無免許過失運転致傷	3	3	3	1	1	-	-	1	2	-	-
無免許過失運転致死	3	6	6	6	5	1	4	3	4	-	-
逮捕監禁致死傷	6	8	8	8	7	2	4	6	8	-	3
未成年者略取誘拐	4	4	4	4	3	-	2	2	2	-	-
営利拐取等	6	15	15	15	10	-	5	12	10	-	5
拐取者身の代金取得等	2	2	2	2	-	2	-	2	2	-	-
強盗致傷	19	26	26	23	16	2	5	7	11	3	7
強盗致死(強盗殺人)	10	20	20	20	7	4	12	13	14	1	7
強盗・強制性交等	10	12	12	11	10	2	3	10	11	4	6
暴力行為等処罰二問スル法律違反(常習傷害)	2	2	2	2	-	2	2	2	2	-	1
道路交通法違反	29	43	43	35	8	6	28	31	31	-	2
その他	16	22	19	15	10	1	6	13	17	-	-

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名の

うち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「(準) 強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦及び集団(準)強姦を含む。

5 「(準) 強制性交等致死傷」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び集団(準)強姦致死傷を含む。

6 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

7 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死)をそれぞれ含む。

8 「強盗・強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

9 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成22年～令和元年)-地・簡裁総数

区分	終局人 員数	参加を申 じ出した被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託 がされた 被害者 等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
年次											
平成22年	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和元年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況  
(平成22年～令和元年) - 地裁

	新受	既済	未済
平成22年	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
令和元年	311	317	84
総 数	2,864	2,832	804

(注) 1 件数建てである。

2 令和元年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成22年～令和元年) - 地裁

	終局件数	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	2,832	239	237	246	312	264	307	306	295	309	317
認容・決定書	1,273	121	128	123	149	114	123	98	138	138	141
認容・口頭告知	34	4	2	7	2	4	4	1	4	3	3
棄却・決定書	6	-	2	-	1	-	2	-	1	-	-
棄却・口頭告知	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項1号	8	1	-	2	1	-	-	-	-	3	1
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	32	-	7	2	5	2	1	7	1	2	5
却下・27条1項4号	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
終了・38条1項	310	25	26	23	32	37	37	37	30	36	27
終了・38条2項1号	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
終了・38条2項2号	61	5	4	6	9	4	5	6	6	5	11
決定・その他	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-
和解	663	47	37	43	62	57	77	107	85	74	74
放棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	120	10	5	13	11	14	15	11	9	13	19
取下げ	305	24	24	25	37	28	40	39	20	33	35
その他	12	2	1	1	2	1	3	-	1	1	-

(注) 1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条（平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。

5 令和元年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通常						緊急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付	却下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
	30	84,110	82,884	32	1,194	0.04	1.46	7,353	7,328	25	0.34
	令和 元 年	80,240	78,957	56	1,227	0.07	1.60	6,733	6,701	32	0.48
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
	30	69,809	68,848	28	933	0.04	1.38	4,796	4,784	12	0.25
	令和 元 年	67,186	66,096	45	1,045	0.07	1.62	4,453	4,432	21	0.47
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47
	30	14,301	14,036	4	261	0.03	1.85	2,557	2,544	13	0.51
	令和 元 年	13,054	12,861	11	182	0.08	1.48	2,280	2,269	11	0.48

(注) 1 延べ人員である。

2 令和元年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・検証許可状の請求と発付等 (昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) - 簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	發 付	却 下 (B)	取下げる (C)	B $\frac{A}{B}$ % A %	B+C $\frac{A}{B}$ % A %	請 求 (D)	發 付	却 下 (E)	取下げる (F)	E $\frac{D}{E}$ % D %	E+F $\frac{D}{E+F}$ % D %	請 求 (G)	發 付	却 下 (H)	取下げる (I)	H $\frac{G}{H}$ % G %	H+I $\frac{G}{H+I}$ % G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82
30	252,974	(4) 247,712	103	5,159	0.04	2.08	217,979	213,480	84	4,415	0.04	2.06	34,995	(4) 34,232	19	744	0.05	2.18
令和 元 年	239,745	(1) 234,337	113	5,295	0.05	2.26	207,943	203,235	99	4,609	0.05	2.26	31,802	(1) 31,102	14	686	0.04	2.20

(注) 1 延べ人員である。

2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付	却 下	取 下げ	B A %  %	B+C A %  %	請 求 (D)	発 付	却 下	取 下げ	E D %  %	E+F D %  %	請 求 (G)	発 付	却 下	取 下げ	H G %  %	H+I G %  %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,534) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,383) 39,958	3,717	1	8.51	8.51
30	104,720	(2,364) 98,544	6,169	7	5.89	5.90	59,827	(137) 57,900	1,921	6	3.21	3.22	44,893	(2,227) 40,644	4,248	1	9.46	9.46
令和 元 年	100,379	(2,252) 94,115	6,262	2	6.24	6.24	58,049	(118) 55,936	2,111	2	3.64	3.64	42,330	(2,134) 38,179	4,151	-	9.81	9.81

(注) 1 延べ人員である。

2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所 年次	区分 新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員 終局前(D) 終局後(E)		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈許可率 $\frac{D+E}{C}$ %	
				終局前(D)	終局後(E)					
総数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	27	83,387	55,517	22,812	14,233	802	66.6	41.1	25.6	65.9
	28	78,891	51,587	23,918	15,182	1,129	65.4	46.4	29.4	68.2
	29	75,511	48,910	23,294	15,230	1,360	64.8	47.6	31.1	71.2
	30	75,225	48,190	22,534	15,493	1,468	64.1	46.8	32.1	75.3
	令和元年	72,937	46,297	23,223	14,813	1,339	63.5	50.2	32.0	69.6
簡裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	27	7,821	4,936	1,379	716	10	63.1	27.9	14.5	52.6
	28	6,991	4,331	1,295	682	10	62.0	29.9	15.7	53.4
	29	6,681	4,119	1,233	678	24	61.7	29.9	16.5	56.9
	30	6,197	3,734	1,136	679	11	60.3	30.4	18.2	60.7
	令和元年	5,384	3,250	995	564	22	60.4	30.6	17.4	58.9
地裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,256	22,623	14,500	1,119	65.7	47.9	30.7	69.0
	29	68,830	44,791	22,061	14,552	1,336	65.1	49.3	32.5	72.0
	30	69,028	44,456	21,398	14,814	1,457	64.4	48.1	33.3	76.0
	令和元年	67,553	43,047	22,228	14,249	1,317	63.7	51.6	33.1	70.0

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度 1 人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 令和元年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成22年～令和元年) -地裁

事項	年次	裁判所区分		地 裁
		新受人員	原裁判又は原処分の取消し・変更のあったもの	
刑訴法 429条	平成22年	7,172	1,327	
	23	7,608	1,371	
	24	9,016	1,577	
	25	9,438	1,512	
	26	9,570	1,775	
	27	10,323	2,018	
	28	10,868	2,115	
	29	11,166	2,205	
	30	13,263	2,541	
	令和元年	14,643	2,832	
刑訴法 430条	平成22年	87	4	
	23	154	31	
	24	53	9	
	25	263	9	
	26	78	9	
	27	151	15	
	28	111	9	
	29	110	6	
	30	102	8	
	令和元年	123	5	

(注) 延べ人員であり、令和元年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成22年～令和元年) 一地裁

区分 年次	終局 人員	終局区分														その他	
		入院・通院 (33条1項)						退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)				
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割 合 (A/ (A+B +C)) (%)	40条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	51条1項			56条1項		61条1項			
		入院	通院	医療を行わない旨の決定 (3号) (A) (B) (C)		(1号)	(2号)		対象行為を行っていない (1号)	心神喪失者等ではない (2号)	入院継続確認等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間延長決定等 (1号)	医療終了 (2号)	入院 (1号) (2号) (2号) (2号) (1号) (1号) (1号) (1号) (1号) (1号)	棄却 (2号) (61条3項の場合も含む) (3号)
総数	17,238	2,508	358	526	73.9	5	105	3	10,169	1,961	348	173	638	72	11	4	357
平成22年	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	38
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	39
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	45
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21
30	1,810	241	26	41	78.2	-	11	1	1,093	243	28	15	71	5	2	-	33
令和元年	1,715	212	23	37	77.9	2	7	-	1,095	183	29	21	71	9	1	1	24

(注) 1 実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。

4 令和元年の数値は速報値である。